

家賃の減免制度について

入居者の病気・失業・災害 などにより収入が著しく減少した場合、現在の家賃を下げる事が出来る制度です。

(但し 家賃の未納、生活保護を受給している場合を除く)

～ 対象となる世帯 ～

- (1) 入居者の失業や死亡により収入月額が著しく減少した世帯。
- (2) 入居者が3ヶ月以上の治療を要する疾病にかかり、当該治療に要した費用を差し引いた収入月額が、収入基準額以下の世帯。
- (3) 風水害・火災その他の災害により著しい被害を受けた世帯。
- (4) 入居者が、婚姻によらないで母又は父となった場合。

※ 減免の期間は、申請が受理された翌月から一定期間（最大12ヶ月まで）となります。

詳しくは 沖縄県住宅供給公社 までお問い合わせください